



ひとり親世帯（今回の給付金を受取済み）ではない方へ

## 子育て世帯生活支援特別給付金 のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します！

### 1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方（※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く）

① 令和3年3月31日時点で  
**18歳未満の児童**（障害児の場合、**20歳未満**）を養育する父母等  
（※令和4年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。）

② {  
■ 令和3年度**住民税（均等割）が非課税**の方  
または  
■ 令和3年1月1日以降の収入が急変し、  
**住民税非課税相当**の収入となった方

### 2. 支給額

**児童 1 人当たり 一律 5 万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。

必ず「3. 給付金の支給手続き」をご確認ください。

＊ お問合せは、下記までお電話ください。

■ 厚生労働省コールセンター ☎0120-811-166（受付時間：平日午前9時～午後6時）  
詳しい申請方法は、住民福祉課までお問合せください。 ☎82-1226

子育て世帯生活支援特別給付金 🔍 で検索

### 3. 給付金の支給手続き

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で**住民税非課税**の方

▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。

▶ 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。7月中旬以降を予定しています。

#### 【ご注意ください】

※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。

※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。